

鹿児島県水産業経営安定支援資金金融通助成事業実施要領

鹿児島県における水産業経営安定支援資金制度の実施については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

第1章 総則

第1 目的

この事業は、経営困難に陥っている中小漁業者及び水産加工業者等が経営再建等を図るための資金を借り入れる場合等において、第7、第15又は第22に規定する融資機関に対して利子補給を行うことにより、中小漁業者及び水産加工業者等の経営の維持安定及び再建等を図ることを目的とする。

第2 定義

1 この要領において「中小漁業者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (2) 漁業を営む漁業協同組合
- (3) 漁業生産組合

2 この要領において「水産加工業者等」とは、次に掲げる水産加工業者及び組合をいう。

- (1) 水産加工業者

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第10条第1項に規定する水産加工業を営む者（資本の額又は出資の総額が3億円を超える者を除く。）

- (2) 組合

水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産業協同組合法第10条第1項に規定する水産加工業を営む漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業者が組織する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

第3 資金の種類

この要領に基づき融通する水産業経営安定支援資金の種類は次のとおりとする。

- 1 漁業経営維持安定資金
- 2 漁業経営再建資金
- 3 水産加工経営改善促進資金

第2章 漁業経営維持安定資金金融通助成事業

第4 事業運用の基本方針

この事業は、漁業経営が困難となっている中小漁業者について、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）の融通を円滑にすることにより、中小漁業者の経営の安定に資することを目的とす

るものである。

この資金の運用に当たっては、漁業者の自助努力はもとより、漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び関係金融機関は、漁業関係団体等との緊密な連携のもとに、責任ある指導・協力をを行い、中小漁業者の自主性と創意工夫を活かした経営再建を着実に行うようにななければならない。

第5 借受資格者

漁業経営維持安定資金を借り入れができる者は、中小漁業者のうち次の1又は2の要件に該当するものであって、第9に規定する漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）について、知事の認定を受けた者である。

- 1 漁家経営（原則として使用する漁船の合計トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。）にあっては、第6に掲げる債務を有し、漁業経営維持安定資金の融通によってその整理を行う必要があると認められる者
- 2 企業経営（漁家経営以外の中小漁業者をいう。）にあっては、直近の事業年度を含め原則として3か年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であって、その再建を図るためにその債務を緊急に整理することが特に必要と認められるものにあっては2か年）の漁業収支が通算して損失となっている者若しくは直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日に仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

第6 整理対象債務

- 1 漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「維持安定資金整理対象債務」という。）は、次に掲げるものとする。
 - (1) 返済期到来後未返済となっている債務
 - (2) 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - (3) その他の債務で、次に掲げるもの
 - ア 賃金、退職金の未払債務
 - イ 金融機関以外の者からの借入金
 - ウ 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帶債務であって、主たる債務者又は他の連帶債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - エ 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - オ その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認められた債務
- 2 個々の債務ごとに、1の(1)から(3)までに掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を維持安定資金整理対象債務とすることができる。ただし、1の(3)のウに掲げる保証債務又は連帶債務については、個別に判定する。
- 3 制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び県が行う融資金をいう。）については、1の(1)に該当する場合を除き、維持安定資金整理対象債務の対象としない。
- 4 維持安定資金整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、維持安定資金整理対象債務とすることができます。

5 1及び3の規定にかかわらず、中小漁業経営支援協議会について（平成19年3月30日付け18水管第4222号水産庁長官通知）第3の2の(1)及び中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）第3の2の(1)に規定する中小漁業支援協議会の指導を受けて策定した再建計画に基づくものであって、当該漁業者が再建計画認定後も継続的に当該中小漁業経営支援協議会の経営指導を受ける場合に限り、次の算式により算出される額を上限として1に掲げる債務以外の債務を漁業経営維持安定資金により整理することができる。

$$A \times (x + y - x' - y') \div (x' + y' + 1)$$

A 当該漁業者の有する維持安定資金整理対象債務の額、 x 償還期限の年数（据置期間を含み、維持安定資金整理対象債務のみを借り換えた場合に策定可能な再建計画の最短償還期限年数をいう。）、 y 据置期間の年数、 x' 変更後の償還期限の年数、 y' 変更後の据置期間の年数

第7 融資機関

漁業経営維持安定資金の融資機関は、次のとおりである。

- 1 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁協
- 2 九州信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）
- 3 農林中央金庫
- 4 銀行
- 5 信用金庫

第8 貸付条件等

1 貸付限度額

- (1) 1漁業者に対する漁業経営維持安定資金の貸付限度額は、別表に掲げるとおりである。
- (2) 漁業経営の再建を図るために(1)の限度額を超えた額の漁業経営維持安定資金の融通が特に必要であり、かつ、その者の漁業経営の状況からみてその償還が可能であると見込まれる場合において、知事が特に認めたときは、その認めた額を限度額とする。

2 償還期限及び据置期間

償還期限は10年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るために10年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあっては、15年以内）とし、据置期間は3年以内で据置期間は償還期限に含まれるものとする。

3 貸付け、保証及び償還方法

- (1) 貸付けの方法は、証書貸付によるものとする。
- (2) 保証担保は人的、物的担保を徴するほか、融資機関の判断に基づき全国漁業信用基金協会等（以下「基金協会」という。）の保証を求めるものとする。
- (3) 儻還は、元金均等償還で年2回以内とし、償還額に千円未満の端数を生じた場合は、第1回目の償還額に加算するものとする。

4 貸付利率

貸付利率は、要綱第2条の区分の1に規定する中小漁業者については、「漁業経営維持安定資金の円滑な融資のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16水管第2708号水産庁長官通知）第2の6により通知された基準金利から要綱第2条の区分の1に適用する年利率を控除したものとし、要綱第2条の区分の2に規定する中小漁業者については、同通知第2の6により通知された基準金利から要綱第2条の区分の2に適用する年利率を控除したものとする。

第9 再建計画

1 再建計画認定申請及び借入等の手続

(1) 漁協が融資機関となる場合

ア 借入希望者は、再建計画認定申請書（漁家経営にあっては別記第1号様式。漁家経営以外の企業経営にあっては別記第2号様式）及び借入申込書（別記第3号様式）を漁協に提出する。

なお、基金協会の債務保証を必要とする場合は、基金協会あての債務保証申込書を添付するものとする。

イ 漁協は、再建計画認定申請書及び借入申込書の内容を審査し、必要に応じて信漁連又は農林中央金庫等の意見を徴し、適当であると認めたときは、再建計画認定申請書（意見書添付）及び利子補給承認申請書（要綱別記様式第2号）（借入申込書の写添付）を知事に提出する。

また、信漁連又は農林中央金庫転貸による場合は、信漁連又は農林中央金庫の原資供給に関する意見書を併せて添付するものとする。

なお、基金協会の債務保証を必要とする場合は、債務保証申込書を基金協会に提出するものとする。

(2) 漁協以外が融資機関となる場合

ア 借入希望者は、再建計画認定申請書を漁協に提出するともに、借入申込書を漁協を経由して融資機関に提出する。

なお、基金協会の債務保証を必要とする場合は、基金協会あての債務保証申込書を添付するものとする。

イ 漁協は、再建計画認定申請書の内容を審査し、必要に応じて信漁連又は農林中央金庫等の意見を聞き、又は融資機関と協議し、適当であると認めたときは、再建計画認定申請書（意見書添付）を知事に提出する。

ウ 融資機関は、必要に応じて漁協と協議し、借入申込書の内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給承認申請書（借入申込書の写添付）を知事に提出する。

なお、基金協会の債務保証を必要とする場合は、債務保証申込書を基金協会に提出するものとする。

2 再建計画の認定及び利子補給の承認

(1) 知事は、再建計画認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、関係団体の役職員等からなる漁業制度資金経営改善計画等認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聞いて、再建計画の認定の可否を決定し、漁業経営再建計画認定指令書（別記第4号様式）を漁協を経由して申請者に交付する。

(2) 再建計画の審査基準は、別記のとおりである。

(3) 知事は、認定した再建計画に係る利子補給承認申請書の内容を審査し、利子補給の諾否の決定を行い、利子補給承認通知書（要綱別記様式第3号）によりその旨を融資機関に通知するとともに、債務保証を付す融資については、基金協会に通知するものとする。

3 再建計画の履行に関する事項

(1) 漁協及び融資機関は、緊密な連携のもとに、借受者の再建計画の達成状況を常に把握し、経営の再建に必要な指導・援助を積極的に行うものとする。

(2) 融資機関は、各計画年度の借受者の再建計画の達成状況（漁家経営にあっては12月31日時点）について、借受者及び漁協からの聴取等に基づき調査し、漁業経営再建状況報告書（漁家経営にあっては別記第5号様式。漁家経営以外の企業経営にあっては別記第6号様式）により3月31日までに知事に報告する。

(3) 知事は、漁業経営再建状況報告書を受理したときは、その内容を審査し、再建計画の達成状況に問題があると認める借受者については、融資機関又は漁協に対しさらに詳細な報告を求め、又はその意見を聞くこととする。

(4) 知事は、上記(3)の結果、現状では再建計画の達成が困難であると認めるときは、

借受者に対し、所要の改善措置又は再建計画の見直しを行うよう通知するとともに、融資機関及び漁協に対し、必要な指導・援助を行うよう通知する。

- (5) 知事は、上記(4)の結果、なお、漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていいないと認めるときは、再建計画の認定を取り消すとともに、その旨を借受者、融資機関及び漁協に対し通知する。

第10 その他

1 貸付実行報告等

- (1) 融資機関は、第9の2の(3)の決定に基づき貸付決定を行い、かつ、これを実行したときは、貸付実行報告書（要綱別記様式第5号）を速やかに知事に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、借入辞退等の理由により貸付けを中止するときは、漁業経営維持安定資金辞退等届出書（別記第7号様式）を速やかに知事に提出するものとする。
- (3) 融資機関は、貸付期間中に繰上償還があったときは、漁業経営維持安定資金繰上償還報告書（別記第8号様式）を知事に速やかに提出するものとする。

2 償還状況の報告

融資機関は、借受者の償還状況について、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとに、漁業経営維持安定資金残高移動報告書（別記第9号様式）を作成し、利子補給金の交付申請時に併せて知事に提出する。

3 帳票類の整理保管

融資機関は、漁業経営維持安定資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を他と区分して、貸付年度ごとに利子補給等終了後5年間保管するものとする。

第3章 漁業経営再建資金融通助成事業

第11 事業運用の基本方針

この事業は、漁業経営が極めて困難となっている漁業者について、その漁業経営の再建を図るために必要な長期低利の負債整理資金（以下「漁業経営再建資金」という。）の融通を円滑にすることにより、漁業経営の再建に資することを目的とするものである。

この事業の運用にあたっては、漁業者の自助努力を前提とし、関係機関等の支援・協力を得て、経営再建が着実に行われるようしなければならないものとする。

第12 借受資格者

漁業経営再建資金を借り入れができる者は、中小漁業者のうち次のいずれにも該当するものであって、第17の1の規定により作成した再建計画について第17の2の規定による債権者の合意の上、第17の4の知事の認定を受けた者とする。

1 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日に決算したときはその日）

現在において、固定資産の額から自己資本の額及び固定負債の額の合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.5（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号。以下「政令」という。）第1項第8号に規定する遠洋かつお・まぐろ漁業及び同項第9号に規定する近海かつお・まぐろ漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以外のものを営む者（以下「かつお・まぐろ漁業者」という。）にあっては、0.3）以上であること。

2 直近の事業年度を含め原則として3年（直近の事業年度の債務超過額がその前の事業年度の債務超過額に比べ増加しており、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみてさらに債務超過額の増加が見込まれる者にあっては、2年）以上債務超過となっていること（使用する漁船の合計トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小

型定置漁業を主として営む個人（以下「漁家」という。）にあっては、直近3年（現事業年度において水揚金額、漁業支出の動向等からみて、総支出が総収入を上回ることが見込まれる者にあっては2年）において連續して総支出が総収入を上回っている場合を含む。）。

- 3 今後の漁業経営に係る漁業収入が漁業支出及び減免後の負債利息の合計額以上であると見込まれること。
- 4 既に漁業経営再建資金を借り受けている者でないこと。
- 5 直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半を占めていること。

第13 整理対象債務

漁業経営再建資金により整理することができる債務（以下「再建資金整理対象債務」という。）は、借受者の有する融資機関からの資金の借入れに係る債務（固定資産の取得又は拡充のためになした長期借入金で返済期限の到来していないもの及び政府関係金融機関から資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者に貸し付けられた資金の借入れに係る債務を除く。以下「金融債務」という。）であって次のいずれかに該当するものとする。

- 1 冷凍冷蔵、水産物加工の漁業関連事業に係るもの
- 2 漁家の金融債務であって、漁業経営に係る金融債務と併せて整理しなければ当該漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるもの
- 3 その他漁業経営に係るもの

第14 融通の実行

漁業経営再建資金の貸付けは、第17の2に規定する債権者等により構成される債権者会議における調整を経て、債権者等が合意し、かつ、知事の認定を受けた再建計画（以下「認定再建計画」という。）に基づいて行うものとする。

第15 融資機関

漁業経営再建資金の融資機関は、次のとおりである。

- 1 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁協
- 2 信漁連
- 3 農林中央金庫
- 4 銀行
- 5 信用金庫

第16 貸付条件等

1 貸付限度額

- (1) 漁業経営再建資金の貸付限度額は、認定再建計画に定める額又は借受者の有する金融債務の8割に相当する額のいずれか低い額とし、次表に掲げる額を超えないものとする。この場合において、再建資金整理対象債務のうち漁業経営再建資金により整理されない制度資金（国又は県が融資機関の貸付けに対して利子補給を行う資金）及び融通される漁業経営再建資金の合計額は、再建資金整理対象債務の8割に相当する額を超えてはならない。

区分	貸付限度額
総トン数30トン未満の漁船	7,200万円
総トン数30トン以上の漁船	総トン数×240万円（但し、8億円を上限とする。）

- (2) 漁業経営再建資金の融通を行う融資機関は、当該資金の貸付けを受けようとする者

に対して当該融資機関が有している金融債権（漁業経営再建資金の貸付けを受けようとする者に対する資金（固定資産の取得又は拡充のためになした長期借入金で返済期限の到来していないもの及び政府関係金融機関から資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者に貸し付けられた資金を除く。）の貸付けによる債権をいう。以下同じ。）の総額を超えて漁業経営再建資金を融通してはならない。

2 償還期限及び据置期間

- (1) 償還期限は、10年以内とする。ただし、かつお・まぐろ漁業又は大中型まき網漁業を主として営む者であって、その財務状況等からみて10年を超える償還期限が特に必要であると認められる場合にあっては15年以内とする。
- (2) 据置期間は、かつお・まぐろ漁業又は大中型まき網漁業を営む借受者であって、その財務状況等からみて漁業経営再建資金の円滑な償還を図る上で据置期間が特に必要であると認められるものに限り2年以内とし、据置期間は償還期限に含まれるものとする。

3 償還方法

償還は、原則として年2回、元本均等償還とし、償還額に千円未満の端数を生じた場合は、第1回目の償還額に加算するものとする。

なお、漁業経営の再建が達成されたと認められる場合には、漁業経営再建資金の繰上げ償還を行うこととする。

4 貸付利率

貸付利率は、「漁業経営再建資金の円滑な融資のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第2の7により通知された基準金利から要綱第2条の区分の3に適用する年利率を控除したものとする。

第17 再建計画

1 再建計画の作成

漁業経営再建資金の貸付けを受けようとする者（以下「再建資金借受希望者」という。）は、次に掲げる事項を記載した再建計画を作成し、第15の融資機関のうち原則として当該再建資金借受希望者の漁業経営に係る金融債権の総額の2分の1以上の金融債権を有する金融機関（この要件に該当する単一の融資機関がない場合であって、漁協、その加入する信漁連及び農林中央金庫の有する金融債権の総和が原則として当該再建資金借受希望者の漁業経営に係る金融債権の総額の2分の1以上である場合にあっては、当該漁協、信漁連又は農林中央金庫。以下「幹事融資機関」という。）に提出するものとする。

- (1) 漁業経営の現状及び現状に至った理由
- (2) 資産及び収支の状況
- (3) 漁業経営の再建を図るために必要な措置
- (4) 今後の資金計画
- (5) 再建資金整理対象債務の明細

2 債権者会議

再建計画の提出を受けた幹事融資機関は、次により再建資金借受希望者に係る債権者等から成る債権者会議を開催するものとする。

- (1) 幹事融資機関は、次に掲げる者（以下「債権者等」と総称する。）に対し債権者会議の開催を通知するものとする。ただし、小口の債権者の存在等によりすべての者に通知することが困難であると認めるときは、イの者に対する通知は通知を受けた者が再建資金借受希望者に対して有する債権の総額か借受希望者に対する債権の総額の4分の3に相当する額を超えていれば足りるものとする。

ア 再建資金借受希望者

- イ 再建資金借受希望者に対して債権を有する者（以下「債権者」という。）
 - ウ 債権者に漁協又は信漁連が含まれるときには、当該漁協又は信漁連に対して転貸資金の原資を供給している融資機関（以下「原資供給機関」という。）
 - エ 再建資金借受希望者の債務又は当該再建資金借受希望者の転貸資金の原資についての債務を保証している基金協会
 - オ 再建計画において当該再建資金借受希望者が今後新たな借入れを予定している金融機関（以下「予定金融機関」という。）
- (2) 幹事融資機関は、(1)の債権者会議の議論を踏まえ、再建計画について、再建資金借受希望者、債権者、原資供給機関、基金協会及び予定金融機関の合意を図るものとする。ただし、債権者にあっては、合意を得た債権者が再建資金借受希望者に対して有する債権の総額が再建資金借受希望者に対する債権の総額の4分の3に相当する額を超えていれば足りるものとする。
- (3) 漁協は、漁業経営再建資金の融通を行おうとするときは、総会（総代会制を探っている漁協にあっては、総会又は総代会。以下同じ。）の議決を経る。

3 再建計画の提出

再建資金借受希望者は、経営再建計画認定申請書（別記第10号様式）により債権者会議の議論を踏まえ債権者等が合意をした再建計画に債権者合意書（別記第11号様式）を添付し幹事融資機関を経由して知事に提出するものとする。なお、債権者合意書は、幹事融資機関がとりまとめるものとする。

4 知事の認定

- (1) 知事は、3の提出を受けたときは、再建資金借受希望者が第12に該当する者であるか否かを確認し、再建計画が次に定める基準に適合しているかどうかを審査の上、適合している場合には当該再建計画を認定するものとする。
- ア 過去の実績、借受者の営む業種に属する他の経営体の経営動向等からみて再建計画の達成が確実に見込まれること
 - イ 再建計画において、借受者の自助努力が十分に行われ、かつ、債権者からの必要な支援が得られていること
 - ウ 漁業経営再建資金の借入れが1回限りとされていること
 - エ 計画終了時点において繰越欠損金が解消するような再建計画であること（当該再建計画が、次のいずれにも該当する場合を除く。）
 - (ア) 再建計画開始時（変更の場合にあっては変更申請時）の繰越欠損金の額が著しく大きい場合
 - (イ) 再建計画において再建資金借受希望者（変更の場合にあっては借受者）の自助努力並びに債権者の支援及び協力が十分に行われていると認められる場合
 - (ウ) 当該再建計画期間内に繰越欠損金の9割（特殊な事情がある場合にあっては8割）以上の解消が図られる場合
 - オ 再建計画期間中に新たに漁業経営維持安定資金の借入れを予定していないこと
 - カ 漁業経営維持安定資金の借入れによっては再建が困難な者であること
- (2) 知事は、(1)の認定を行おうとする場合には、必要に応じて認定審査会の意見を聞くものとする。
- (3) 知事は、再建計画の認定（6の再建計画の変更の認定を含む。）を行ったときは、再建資金借受希望者及び幹事融資機関にその旨を通知することとする。

5 認定再建計画の実施

- (1) 漁業経営再建資金の借受者及び再建計画に合意した者は、認定再建計画を誠実に実施するものとする。
- (2) 幹事融資機関は、6か月ごとに借受者に漁業経営の状況を報告させるとともに、借受者の事業年度終了後遅滞なく、当該報告等をもとに再建状況調書を作成し、これを債権者等及び知事に報告するものとする。

6 認定再建計画の変更

- (1) 認定再建計画の変更については、1から4までの規定に準ずるものとする。この場合において、知事は当該認定再建計画の変更が、4の(1)で定める基準に加え、次に掲げる基準に適合している場合に限りこれを認定するものとする。
- ア 変更事由が再建計画策定後に生じたものであること
- イ 変更後の再建計画において借受者の一層の自助努力が行われるとともに借受者の経営の状態に応じた融資機関、債権者その他の関係機関の支援又は協力が得られること
- ウ 変更後の再建計画における漁業経営再建資金の毎年度末残高が、変更前の再建計画における漁業経営再建資金の毎年度末残高を超えないこと
- (2) 認定再建計画の変更の申請は、変更の事由が生じてから6か月以内に行わなければならぬ。
- (3) 認定再建計画の変更は、1回に限り認定できるものとする。ただし、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)の適用を受ける場合その他知事が特別に指定する事由による変更についてはこの限りでない。

7 再建計画の取消し

- (1) 知事は、次のいずれにも該当する場合その他再建計画の達成の努力が行われていないと認められるときは、借受者及び幹事融資機関に対し認定取消しの予告を行い、予告を行った後6か月以内に再建計画の変更申請がなされない場合又は認定再建計画の変更認定を行わない場合には、認定再建計画の認定の取消しを行うものとする。
- ア 漁業経営再建資金の貸付け時点から起算して3年、5年及び7年を経過した日属する事業年度終了時点において知事が5の(2)の規定により報告を受けた再建状況調書又は決算書等の繰越欠損金が認定再建計画に記載されている予定繰越欠損金より大きい場合(当該見直し時点までにおける各年度末の繰越欠損金の残高の総和が認定再建計画における当該残高の総和におおむね等しい場合を除く。)
- イ 魚価の動向、借受者の営む業種に属する他の経営体の経営動向、借受者の経営状況等からみて今後再建計画の達成が困難と認められる場合
- (2) 知事は、(1)の取消しを行おうとする場合には、必要に応じて認定審査会の意見を聞くものとする。
- (3) 知事は、再建計画の取消しを行った場合には、借受希望者及び幹事融資機関にその旨を通知し、直ちに利子補給を打ち切るものとする。

第18 その他

1 関係機関の助成

融資機関は、漁業経営再建資金の融通に当たって、漁業経営再建資金の借受者の債権者その他の関係機関に対して協力を求めることができる。特に、融資機関が信漁連である場合には、漁業経営再建資金の貸付額のうち借受者が有する信漁連に対する金融債務であつて農林中央金庫からの転貸融資の借入れにより発生した債務の整理に係るものについては、農林中央金庫は応分の負担を行うものとする。

2 借入手続

- (1) 再建資金借受希望者は、再建計画において漁業経営再建資金を融通することとされた融資機関に対し、借入申込書(別記第12号様式)に再建計画書を添付して提出するものとする。
- (2) 融資機関は、借入申込書の内容を審査の上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書の写しを添付して知事に提出するものとする。

なお、再建資金借受希望者は債権者会議の議論を踏まえ債権者との合意の上、再建計画に債権者合意書を添付し幹事融資機関を経由して、知事に提出するものとする。

- (3) 知事は、(2)の利子補給承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、利子補給の承認の諾否の決定を行い、利子補給承認通知書によりその旨を融資機関に通知する。
- (4) 融資機関は、(3)の決定に基づき貸付決定を行い、かつ、これを実行したときは、貸付実行報告書を速やかに知事に提出するものとする。

3 漁業経営維持安定資金との関係

- (1) 知事は、漁業経営再建資金の貸付けの日の前日までに当該漁業経営再建資金により整理されない漁業経営維持安定資金についての利子補給を打ち切るものとする。
- (2) 漁業経営再建資金を借り受けた者は、再建計画の認定を取り消された場合、当該計画の計画期間中、漁業経営維持安定資金を借り受けることができないものとする。

4 信用補完制度の活用

- (1) 漁業経営再建資金の貸付けに係る債権保全については、通常の物的担保又は人的担保によることを原則とし、その他既存の融資保証制度の活用を図るものとする。
- (2) 基金協会は、中小漁業融資保証制度の活用に関し、漁業経営再建資金の円滑な融通の確保にも配慮しつつ、保証に当たっては再建計画の実行性、再建の可能性等につき十分な審査を行うものとする。

5 帳票類の整理保管

融資機関は、漁業経営再建資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を他と区分して、貸付年度ごとに利子補給等終了後5年間保管するものとする。

第4章 水産加工経営改善促進資金融通助成事業

第19 事業運用の基本方針

この事業は、水産資源の減少等に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対応し、その経営の維持安定が困難な水産加工業者等が必要とする低利の借換資金（水産加工経営改善促進資金）の融通を円滑にすることにより、水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の供給の安定を図ることを目的とする。

第20 資金の種類

この要領において、「水産加工経営改善促進資金」とは、水産加工業者等の経営の維持安定及び食用水産加工品の供給の安定を図るため、第21、第22及び第23の規定に基づき融通される資金をいい、その種類は、水産加工業経営安定資金（国際的な水産資源の保存・管理の高まりや操業規制の変化等に伴う加工原材料の供給不足等により水産加工場（水産加工業者等が水産加工品の製造又は加工の用に供する事業場をいう。以下同じ。）の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金。）のみとする。

第21 借受資格者

水産加工経営改善促進資金を借り入れができる者は、水産加工業者等であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 貸付年度の前年の1月1日から12月31までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海等水産資源の占める割合が3分の1以上であった者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ア 貸付年度の直近の事業年度において水産加工経営の収支に欠損金が生じている者若しくは実質的に欠損の状況にあると認められる者又は貸付年度において実質的に欠損の状況となると認められる者であること。
 - イ 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の操業度（原材料使用量、生

産量、出荷量等総合的な操業の度合をいう。)が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、5分の4以下になっている者であること。

ウ 貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっている者であること。

ただし、「資源回復計画の作成要領の制定について」(平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知)第1の1の規定に基づき作成された「資源回復計画」の対象魚種(以下「資源回復計画対象魚種」という。)を原材料として加工を行う場合にあっては、貸付申込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等のうち資源回復計画対象魚種の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較し、1.2倍以上となっている者であること。

第22 融資機関

水産加工経営改善促進資金の融資機関は、次のとおりである。

- 1 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁協
- 2 信漁連
- 3 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- 4 農林中央金庫

第23 貸付条件等

1 貸付限度額

貸付限度額は、5,000万円とする。

2 償還期限及び据置期間

償還期限は、3年以内(うち据置期間1年以内)とする。

3 保証及び償還方法

- (1) 保証担保は人的、物的担保を徴するほか、融資機関の判断に基づき基金協会の保証を求めるものとする。
- (2) 儻還は、元本均等半年賦償還とし、償還額に千円未満の端数を生じた場合は、第1回目の償還額に加算するものとする。ただし、水産加工業の操業の形態に応じて、別の償還回数を定めることを妨げない。

4 貸付利率

貸付利率は、要綱第2条の区分の4に規定する水産加工業者等については、「水産加工経営改善促進資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16水管第2708号水産庁長官通知)第3の6により通知された基準金利から要綱第2条の区分の4に適用する年利率を控除したものとし、要綱第2条の区分の5に規定する水産加工業者等については、同通知第3の6により通知された基準金利から要綱第2条の区分の5に適用する年利率を控除したものとする。

第24 認定手続

1 知事の認定

- (1) 水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者は、(2)に掲げる書類(以下「調書」という。)を作成し、知事に申請することで、第21の要件に該当する旨の認定を受けることができる。
- (2) 知事は、(1)の認定の申請があった場合、調書を審査の上、第21の要件に該当すると認めるときは、当該水産加工業者等に対し水産加工経営改善促進資金貸付対象者認定書(別記第13号様式。以下、「貸付対象者認定書」という。)を交付する。ただし、当該水産加工業者等の有する水産加工場が鹿児島県内に所在する場合に限る。

ア 操業状況等調書(別記第14号様式)

イ 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書（別記第15号様式）

ウ 財務諸表、税務申告書又はこれらに類するもので経営内容が把握できるもの

2 組合長の証明

水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者が水産加工業者である場合には、1の認定に際し、あらかじめ、第21の要件に該当することについて、当該水産加工業者が所属する組合の長（借入れを希望するものが現に組合員でない等の場合には、市町村長等これに代わる者）の証明を受けるものとする（別記第14号様式）。

第25 その他

1 借入の手続き

- (1) 水産加工経営改善促進資金の借入れを希望する者は、融資機関の定める借入申込書に第24の1による貸付対象者認定書及び融資機関が必要と認める書類を添付して融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の借入申込書等の内容を審査の上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書の写しを添付して知事に申請するものとする。
- (3) 知事は、(2)の利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨を通知するものとする。
- (4) 融資機関は(3)の決定に基づき貸付決定を行い、かつ、これを実行したときは、貸付実行報告書を速やかに知事に提出するものとする。

2 貸付条件の変更等

- (1) 融資機関は、借受者から天災・火災・死亡等の理由により償還期限等の変更の申出を受け、やむを得ないと判断した場合は、利子補給変更承認申請書を知事に提出するものとする。
なお、利子補給変更承認申請書受理後の手続は、第25の1の(3)に準じる。
- (2) 融資機関は、貸付期間中に繰上償還があったときは、特例償還状況報告書（別記第16号様式）を知事に速やかに提出するものとする。
- (3) 融資機関は、(1)(2)の場合を除き、貸付条件の変更に該当する可能性のある事例が生じたときは、すみやかに知事に協議し、その指示を受けるものとする。

3 帳票類の整理保管

融資機関は、水産加工経営改善促進資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を他と区分して、貸付年度ごとに利子補給等終了後5年間保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年6月26日から施行する。

2 次に掲げる要領は廃止する。

鹿児島県漁業経営維持安定資金制度実施要領

鹿児島県漁業経営高度化促進支援資金融通助成事業実施要領

鹿児島県水産加工経営改善促進資金制度実施要領

3 この要領の施行の日前の貸付けに係る漁業経営維持安定資金、漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金及び水産加工経営改善促進資金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月18日から施行する。

別表

区 分	限 度 額
漁船漁業を主として営む者	
使用する漁船の総トン数が 30トン未満のもの	40百万円
使用する漁船の総トン数が 30トン以上 50トン未満のもの	70百万円
使用する漁船の総トン数が 50トン以上100トン未満のもの	120百万円
使用する漁船の総トン数が100トン以上200トン未満のもの	150百万円
使用する漁船の総トン数が200トン以上500トン未満のもの	240百万円
使用する漁船の総トン数が500トン以上のもの	400百万円
養殖業を主として営む者	40百万円
定置漁業を主として営む者	80百万円
大型定置網漁業（定置漁業権の免許対象となっているもの）を主として 営む者	
小型定置漁業を主として営む者	40百万円

漁業経営再建計画審査基準

1 借受資格要件

漁業経営維持安定資金を借り入れができる者は、中小漁業者のうち次の(1)又は(2)の要件に該当するものであって、第9に規定する漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）について、知事の認定を受けた者である。

- (1) 漁家経営（原則として使用する漁船の合計トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。）にあっては、第6に掲げる債務を有し、漁業経営維持安定資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者
- (2) 企業経営（漁家経営以外の中小漁業者をいう。）にあっては、直近の事業年度を含め原則として3か年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であって、その再建を図るためにその債務を緊急に整理することが特に必要と認められるものにあっては2か年）の漁業収支が通算して損失となっている者若しくは直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日に仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

$$\text{条件式 } \frac{\text{固定資産の額} - (\text{自己資本の額} + \text{固定負債の額})}{\text{固定資産の額}} \geq 0.1$$

2 整理対象債務

- (1) 漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「維持安定資金整理対象債務」という。）は、次に掲げるものとする。
 - ア 返済期到来後未返済となっている債務
 - イ 返済期末到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - ウ その他の債務で、次に掲げるもの
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - (イ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
 - (2) 個々の債務ごとに、(1)のアからウまでに掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を維持安定資金整理対象債務とすることができる。ただし、(1)のウの(ウ)に掲げる保証債務又は連帯債務については、個別に判定する。
 - (3) 制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び県が行う融資金をいう。）については、(1)のアに該当する場合を除き、維持安定資金整理対象債務の対象としない。
 - (4) 維持安定資金整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、維持安定資金整理対象債務とすることができます。
 - (5) (1)及び(3)の規定にかかわらず、中小漁業経営支援協議会について（平成19年3月30日付け18水管第4222号水産庁長官通知）第3の2の(1)及び中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）第3の2の(1)に規定する中小漁業支援協議会の指導を受けて策定した再建計画に基づくものであって、当該漁業者が再建計画認定後も継続的に当該中小漁業経営支援協議会の経営指導を受ける場合に限り、次の算式により算出される額を上限として(1)に掲げる債務以外の債務を漁業経営維持安定資金により整理することができる。

$$A \times (x + y - x' - y') \div (x' + y' + 1)$$

A 当該漁業者の有する維持安定資金整理対象債務の額、
 × 償還期限の年数（据置期間を含み、維持安定資金整理対象債務のみを借り換えた場合に策定可能な再建計画の最短償還期限年数をいう。）、
 y 据置期間の年数、
 x' 変更後の償還期限の年数、
 y' 変更後の据置期間の年数

別記第1号様式

漁業経営再建計画認定申請書（漁家経営用）

年　　月　　日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名

鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領第9の規定により、別紙の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

事業概要

1 経営体名		(才) 家族数			
2 住 所					
3 漁業種類		(1)	(2)	(3)	
4 創業年月日					
事 業 規 模	5 い け す		m 基, m 基, m 基 合計 基		
	作業場	構造			
		規模			
	従業者数		家族(人), 常時雇用(人), 臨時雇用(人)		
	漁 船				
	冷蔵庫	構造			
		規模			
	車 両				
	そ の 他				
	6 養殖の場所				
7 主な出荷先		(1)	(2)	(3)	
8 主な仕入先 (餌等)		(1)	(2)	(3)	
9 共済加入状況		当年のもの(尾), 2年もの(尾)			

表1 漁業経営の状況

漁業施設			主な漁業種類
漁船等施設名	建造年月日	規模	
丸		トン	

表2 資産及び負債の状況(年月日現在)

(単位:千円)

資産		負債		うち債務整理 必要額
科目	金額	科目	金額	
現・預金		短期借入金		
売掛金		買掛金		
棚卸資産		支払手形		
受取手形		その他の 計		
その他の 計				
漁船 (隻)		長期借入金		
宅地 (m ²)		長期未払金		
田畠 (m ²)		その他の 計		
山林 (m ²)				
建物 (m ²)				
投資				
その他の 計				
合計		合計		
		差引純財産		

(注) 1 負債欄は、長期借入金、短期借入金、買掛金等勘定科目ごとに記入する。

2 債務整理必要額の合計は、添付資料の債務整理必要額の合計と一致する。

表3 収入及び支出の状況

(単位：千円)

年度	実 績			計 画											
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	平均
科 目															
漁業収支	漁業収入 A														
	漁業支出 B														
内訳	材 料 費														
	労 務 費														
	その他の経費														
	(うち減価償却費C)														
	支 払 利 息														
	差引利益 A-B=D														
その他収支	收 入														
	支 出														
	(うち減価償却費E)														
	差 引 利 益 F														
	所 得 D+F=G														
	家 計 費・税 金 H														
	経済余剰 G-H=I														

(注)漁業収支積算基礎は添付資料2と一致すること。また、計画については実績を踏まえて実現可能な堅実な数字とすること(平年ベース)

表4 漁業経営の改善措置等

表5 資金調達及び償還計画

(単位：千円)

資金 計 画	債務整理必要額		漁業経営維持安定資金		その他の債務		年度別償還金											
償 還 計 画	資金使途	借入先 (相手方)	現在残高	利 率	償還期間	始 期	終 期	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	漁業経営維持 安 定 資 金																	
	合 計 (J)																	
償 還 財 源	経済余剰 (I)																	
	減価償却費 (C)+(E)																	
	そ の 他																	
	合 計 (K)																	
	差引過不足 (K)-(J)																	
	累計過不足																	

(注) 1 債還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金、その他固定負債について記入する。

2 債還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。

3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料1 申請者の債務の明細（流動負債・固定負債）

(年月日現在)

(単位：千円)

科 目	借 入 先 (相手先)	債務の内容	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現 在 残 高	基 金 协 会 の 保 証	うち債務整理必要額	
									支 払 期 日	金 額

(注) 1 申請者の債務（流動負債・固定負債）の全部を勘定科目(短期・長期借入金, 買掛金, 未払い金等)ごとに記入する。

合 計

2 流動負債（1年以内）、固定負債（1年以上）ごとに小計を出すこと。

3 債務整理必要額については、別紙「漁業経営維持安定資金整理対象債務残高証明書」を債権者から徴し、添付すること。

添付資料2 漁業収支の積算基礎(年度分)

科 目	金 額	内 訳 ・ 積 算	
	千円	水 揚	円
漁業収入			
材 料 費	漁具費		
	燃料費	光熱水費 燃油代	
	稚魚費		
	餌料費		
	氷・魚箱代		
	消耗品費		
	その他		
(材料費計)			

科 目	金 額	内 訳 ・ 積 算	
	千円		円
労 務 費	給与・賃金		
	福利厚生費		
	食 料 費 そ の 他		
(労務費計)			
その他の経費	減価償却費		
	修 繕 費		
	賃 借 料		
	販売手数料		
	そ の 他		
その他経費合計			
支 払 利 息			

添付資料3 漁業経営の改善措置等

区分	年度	年度	年度	所属漁業協同組合長の意見
漁業収支 の状況	収入			現状・問題点・再建可能性・本人の意欲・ 今後の債権のための措置等について具体的に 記入してください。
	支出			
	収支差			
漁業経営上の問題点 (収益を阻害した 要因を具体的に 列挙する。)				
上記「漁業経営上の 問題点」を解決するた め改善・措置した具体 的事項				
上記「改善・措置」 した効果				

(注) 漁業収入・支出の状況、漁業経営上の問題点等について具体的(金額・数量等)に記入すること。

別記第2号様式

漁業経営再建計画認定申請書（企業経営用）

年　　月　　日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名

鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領第9の規定により、別紙の漁業経営再建計画について認定を受けたいので申請します。

事業概要

1 経営体名		(代表者名)			
2 住 所		(代表者住所)			
3 漁業種類		(1)	(2)	(3)	
4 創業年月日					
事業 規 模	5 い け す		m 基, m 基, m 基 合計 基		
	作業場	構造			
		規模			
	従業者数		常時雇用(人), 臨時雇用(人)		
	漁 船				
	冷蔵庫	構造			
		規模			
	車 両				
	そ の 他				
	6 養殖の場所				
7 主な出荷先		(1)	(2)	(3)	
8 主な仕入先 (餌等)		(1)	(2)	(3)	
9 共済加入状況		当年のもの(尾), 2年もの(尾)			

表1 漁業経営の状況

漁業種目			
従業者数(通常)	漁業名, その他事業名		

漁業施設			主漁業		従漁業		漁業収入
漁船等	規模	船齢	漁業種類	漁業収入	漁業種類	漁業収入	
丸	トウ	年		千円		千円	千円
計							

その他事業施設	
施設名	規模

(1) 直近年度を含む3か年の漁業収支通算	千円
(2) 自己資本不足比率	

(注) 1 (1)は表3の差引純利益の通算である。
 2 (2)は添付資料3で算出した数字である。

表2 資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部			負債の部			うち債務整理必 要額			
流動資産	現・預金 受取手形 売掛け金 有価証券 棚卸資産 その他の 計		流动負債	支払手形 買掛け金 短期借入金 前受金 その他の 計					
固定資産	有形固定資産 建物・構築物 機械及び装置 船 舶 漁網・船具 土地 建設仮勘定 その他の 無形固定資産 投 資 計		固定負債	長期借入金 長期未払金 その他の 計					
			引当金	貸倒引当金 修繕引当金 その他の 退職給与引当金 計					
			負債合計						
			資本 法定準備金 本 剩余金	資本金・元入金 資本準備金 利益準備金 計					
繰延勘定				任意積立金 前期繰越益 当期利益 計					
				資本計(A)					
資産合計				負債・資本合計					

- (注) 1 債務整理必要額の合計は、添付資料1の債務整理必要額の合計と一致する。
- 2 科目については、経営の実態に応じて変更してもよい。
- 3 債務整理必要額として、算式(添付資料3の自己資本不足額)を採用するものは自己資本不足額として算出した日現在のものと直近決算時のものと貸借対照表を作成する。
- 4 直近事業年度を含む3か年の決算書を添付すること。

表3 収入及び支出状況

(単位：千円)

年度			実績			計画													
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	平均		
経常損益	當業損益	売上高	漁労売上高 B																
		計																	
	當業損益	売上原価	漁労原価 C (うち減価償却費) D																
		計																	
	売上総利益																		
	一般管理費 (うち減価償却費) E																		
	営業利益																		
	當業外損益	當業外収益																	
		當業外費用 (うち支払利息)																	
	税引前経常利益																		
特別損益	特別利益																		
	特別損失																		
税引前当期利益																			
法人税充当額																			
当期利益 F																			
漁業部門	漁業収入 B																		
	漁業支出 G																		
	差引純利益 H																		

表4 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

(単位：千円)

科目	年度 (実績)	年度 (計画)	平均								
前期繰越損益 (I)											
当期利益 (F)											
配当、賞与等											
差引内部留保 (J)											
次期繰越損益 (I + J)											
自己資本(A)											

表5 漁業経営の改善措置等

(注) 財務、漁業収支、事業体制について問題点、改善措置、期待できる効果等について簡潔に記入する。
併せて、添付資料4を作成すること。

表 6 資金調達及び償還計画

(単位：千円)

資金 計 画	債務整理必要額		漁業経営維持安定資金		その他の債務		年度別償還金											
償 還 計 画	資金使途	借入先 (相手方)	現在残高	利 率	償還期間	始 期	終 期	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	漁業経営維持 安 定 資 金																	
	合 計 (K)																	
償 還 財 源	経済余剰 (F)																	
	減価償却費 (D)+(E)																	
	そ の 他																	
	合 計 (L)																	
	差引過不足 (L)-(K)																	
	累 計 過 不 足																	

(注) 1 債還計画については、漁業経営維持安定資金以外に長期借入金、長期未払金、その他固定負債について記入する。

2 債還計画の漁業経営維持安定資金については、現在残高欄に借入希望額を記入する。

3 差引不足の場合は、資金の調達方法を記入する。

添付資料1 申請者の債務の明細（流動負債・固定負債）

(年月日現在)

(単位：千円)

科 目	借 入 先 (相手先)	債務の内容	当初借入日 (発生日)	償還期限 (支払期限)	利 率	当初借入額 (発生額)	現 在 残 高	基 金 协 会 の 保 証	うち債務整理必要額	
									支 払 期 日	金 額

(注) 1 申請者の債務（流動負債・固定負債）の全部を勘定科目(短期・長期借入金、買掛金、未払い金等)ごとに記入する。

2 流動負債（1年以内）、固定負債（1年以上）ごとに小計を出すこと。

3 債務整理必要額については、別紙「漁業経営維持安定資金整理対象債務残高証明書」を債権者から徴し、添付すること。

合 計	
-----	--

自己資本不足額	
---------	--

添付資料2 漁業収支の積算基礎(年度分)

科 目	金 額	内 訳 ・ 積 算	
	千円	水 揚	円
漁業収入			
材 料 費	漁具費		
	燃料費	光熱水費 燃油代	
	稚魚費		
	餌料費		
	氷・魚箱代		
	消耗品費		
	その他		
(材料費計)			

科 目	金 額	内 訳 ・ 積 算	
	千円		円
勞 務 費	給与・賃金		
	福利厚生費		
	食 料 費 そ の 他		
(労務費計)			
その 他 経 費	減価償却費		
	修 繕 費		
	賃 借 料		
	販売手数料		
	そ の 他		
その他経費合計			
支 払 利 息			

添付資料3 算式に関する資産及び負債の状況 (年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		漁業	漁業関連事業	その他の事業	計	負債の部		漁業	漁業関連事業	その他の事業	計
固定資産	有形固定資産 建物、構築物 機械及び装置 船 舶 漁網、船具 土地 建設仮勘定 その他の資産					固定負債 長期借入金 計 N					
	無形固定資産 外部出資					長期負債性引当金 特別修繕引当金 退職給与引当金 その他の 計 O					
						資本 A					
	計 M										

$$\text{自己資本不足比率} = \frac{M - (N + O + A)}{M} = \quad - (\quad + \quad + \quad) =$$

$$\text{自己資本不足額} = M - (N + O + A) = \quad - (\quad + \quad + \quad) = \quad \text{千円}$$

- (注) 1 資産、負債について漁業以外の事業を行っている者は、全欄に記入する。
 2 負債欄の固定資産見合とは、固定資産の取得又は拡充のために借り入れた長期借入金で返済期限の到来していないものを記入する。
 3 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは、修正後の数値を記入し、その明細を添付する。
 4 資産、負債について個人の場合はこれに準ずる。
 5 自己資本不足比率は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で記入する。
 6 自己資本不足額は漁業以外の事業を行っている者も漁業欄の数値で記入する。ただし、漁業関連事業の債務整理もあわせて行う必要のあるものは漁業欄の数値と漁業関連事業欄の数値で計算する。

添付資料4 漁業経営の改善措置等

区分	年度	年度	年度	所属漁業協同組合長の意見
漁業収支 の状況	収入			現状・問題点・再建可能性・本人の意欲・ 今後の債権のための措置等について具体的に 記入してください。
	支出			
	収支差			
漁業経営上の問題点 (収益を阻害した 要因を具体的に 列挙する。)				
上記「漁業経営上の 問題点」を解決するた め改善・措置した具体 的事項				
上記「改善・措置」 した効果				

(注) 漁業収入・支出の状況、漁業経営上の問題点等について具体的(金額・数量等)に記入すること。

別記第3号様式

受付年月日	
利子補給承認申請日	

漁業経営維持安定資金借入申込書（例）

年　月　日

(融資機関)　　御中

住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

下記のとおり漁業経営維持安定資金を借り入れたいので申し込みます。

記

金額　　￥
使途　　債務整理
据置期限　　年　月　日
最終償還期限　　年　月　日
償還方法　　元本均等償還
保証
担保
借入希望時期　　年　月　日
その他の

添付資料

- 1 再建計画認定申請書の写し又はこれに準ずるもの
- 2 定款
- 3 事業報告書
- 4 試算表

別記第4号様式

指令水振 第 号

住所
氏名

連帶債務者 住所
氏名

年 月 日付けで認定申請のあった漁業経営再建計画については、鹿児島県水産業経営安定支援資金金融通助成事業実施要領第9の規定によりこれを認定し、下記のとおり漁業経営維持安定資金の融資枠を配分します。

なお、今後漁協（及び融資機関）との緊密な連携のもとに、当該再建計画に定められた計画目標を達成するため、できるかぎりの経営努力を行うとともに、再建状況について、融資機関を通じ年1回県に報告してください。

記

漁業経営維持安定資金の配分枠 円

年 月 日

鹿児島県知事

別記第5号様式

漁業経営再建状況報告書（漁家経営用）

融資機関名

(単位：千円)

融資年度				
再建計画年次				
借受者名				
漁業種類				
収支の状況	漁業収入 〃支出 差引(A) その他収入 〃支出 差引(B) 家計費・税金(C)	(A) (B) (C)	(A) (B) (C)	(A) (B) (C)
再建計画経済余剰	(A)+(B)-(C)	(A)+(B)-(C)	(A)+(B)-(C)	(A)+(B)-(C)
維持資金	貸付額 現在残高 延滞額			
金融機関の意見	延滞の原因及び今後の改善策 再建計画の達成上の問題点及び今後の見込 再建支援のための方策			

別記第6号様式

漁業経営再建状況報告書(企業経営用)

融資機関名

(単位：千円)

融資年度			
再建計画年次			
借受者名			
漁業種類			
経常損益	営業	売上高 売上原価 (うち減価償却費)	
	損益	売上総利益 一般管理費 営業利益	
	営業外損益	営業外収益	
		営業外費用	
		税引前経常利益	
特別損益	特別利益 特別損失		
法人税引前当期利益 当期利益	税引前当期利益 税充當額		
再建計画当期利益			
維持資金	貸付額 現状在庫 延滞額		
金融機関の意見	延滞の原因及び解消の方策		
	当期利益が目標を下回った理由 その他漁業経営上の問題点		
	今後の再建見通し(問題点がある場合は具体的改善策を記入)		

別記第7号様式

漁業経営維持安定資金辞退等届出書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

(融資機関) 住 所
名 称
代表者

年 月 日付け水振第 号で利子補給承認のあった水産業経営安定支援資金
(漁業経営維持安定資金) の貸付けについては、下記の理由により貸付けを行わないこと
としたので届け出ます。

記

1 借 受 者 名

2 貸 付 承 認 額

3 貸付けを行わない理由

※借受者の辞退等の理由も記入すること。

別記第8号様式

漁業経営維持安定資金繰上償還報告書

年 第月 号日

鹿児島県知事

殿

(融資機関) 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおり漁業経営維持安定資金の繰上償還があったので、報告します。

記

承認 年度	承認 番号	貸付けの 相 手 方	貸 付 年 月 日	繰上償還 年 月 日	繰上償還 金 額	償還期日 (上期) (下期)	償 還 計 画 (繰 上 債 還 後)									
							年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

別記第9号様式

漁業経営維持安定資金残高移動報告書（ 年度 上・下期）

融資機関名

利子補給 承認度 年 度	借受者名 又は 漁 协 名	期首融資残高 (延滞を除く) (A)	約定 償還額	期 中 債 還 額			期末延滞額(元本)		期末融資残高 (延滞を除く) (A)-(B)+(C)	代位弁済 に よ る 期 中 債 還 額	備 考
				約定 履行額	繰 上 債還額	計 (B)	総 額	うち期中 発生額(C)			

別記第10号様式

経営再建計画認定申請書

年　　月　　日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

鹿児島県水産業経営安定支援資金金融通助成事業実施要領第17の3の規定により、別紙の再建計画について認定を受けたいので申請します。

別紙

1 漁業経営の現状及び現状に至った理由

- (1) 漁業経営の沿革
- (2) 漁業経営の現状
- (3) 漁業経営が現状に至った理由
- (4) 漁業経営再建のために現在まで講じた措置

2 漁業経営等の状況

営業種目			
従業者数(通常)	漁業	名	その他事業名

(1) 漁業

① 施設の概要等

漁業施設			主漁業		従漁業		漁業収入 計 千円
漁船等 丸	規模 トン	進水年月日 年月	漁業種類	漁業収入 千円	漁業種類	漁業収入 千円	
その他 養殖等							
計							

- (注) 1 進水年月日の欄に大幅な改造を行った場合には（　）書きで改造年月日を記入すること。
 2 漁業種類の欄に、対象を（　）書きすること。
 3 その他の漁業施設についても必要に応じて記入すること。
 4 使用する漁船を記入すること。

② 漁業許可一覧

漁業種類	許可・承認番号	船名	漁船登録番号	漁船の所有者

(2) 漁業関連事業（冷凍冷蔵、水産物加工に限る。）

事 業 名	施 設・能 力 規 模 等	年 間 売 上 高	
		取 扱 高	取 扱 金 額
			千円

(3) その他事業

事 業 名	施 設・能 力 規 �模 等	年 間 売 上 高	
		取 扱 高	取 扱 金 額
			千円

3 借受資格要件

(1) 自己資本不足比率

	漁 業	漁 業 関 連 事 業	そ の 他 事 業	計
自己資本不足比率				

(2) 事業部門別比率

	漁 業	漁 業 関 連 事 業	そ の 他 事 業	計
売 上 げ 高	千円	千円	千円	千円
事 業 費 率	%	%	%	%

(注) 売上ベースで作成する。

(3) 年度別債務超過額

単位：千円

	年	年	年	年
債 務 超 過 額				

(注) 漁家経営にあっては、漁家収支に代えることができるものとする。

4 資産及び負債の状況（年月日現在）
 ア 資産及び負債の状況

資産				負債			
科 目	残 高	修 正	修正後残高	科 目	残 高	修 正	修正後残高
現預金				買掛金			
受取手形				短期借入金			
売掛金				割引手形			
有価証券				未払金			
				前受金			
				支払手形			
棚卸資産				その他の流動負債			
その他の流動資産合計				流动負債計			
(有形固定資産)				長期借入金			
建物構築物				長期未払金			
機械装置				その他の固定負債			
船舶				固定負債計			
漁網・漁具				修繕引当金			
土地				退職給与引当金			
建設仮勘定				貸倒引当金			
				その他の引当金			
(無形固定資産)				引当金計			
漁業権				資本金元入金			
その他の				準備資金準備金			
				利益準備金			
(外部出資)				小計			
系統出資				任意積立金			
その他の				前期繰越金			
				当期利益			
(繰延勘定)				小計			
				資本計			
固定資産・繰延試算計				固定負債・引当金・資本計			
資産合計				負債・資本合計			

- (注) 1 現在の状況を正確に把握し、修正を行うこと。その修正内容は、修正理由欄に精算を含めて記載すること。
 2 科目については、経営の実態に応じて変更してもよい。
 3 必要に応じて、債権・債務の明細を添付すること。
 4 漁家経営の場合はこれに準ずる。

修正科目	修正理由

イ 資産及び負債の状況(年月日)

単位：千円

資産の部		漁業	漁業関連事業	その他事業	計	負債の部		漁業	漁業関連事業	その他事業	計
固定資産	有形固定資産 建物・構築物 機械及び装置 船舶 漁網、漁具 土地 建設仮勘定 その他の 無形固定資産 外 部 出 資 計 (M)					固定負債	固定資産 見合長期借入金 計 (N)				
	長期負債性引当金					特別修繕引当金 退職給与引当金 その他の 計 (O)					
						資本 (A)					

$$\text{自己資本不足比率} = \frac{M - (N + O + A)}{M} = - (+ +) =$$

$$\text{自己資本不足額} = M - (N + O + A) = - (+ +) \quad \text{千円}$$

- (注) 1 資産、負債について漁業以外の事業を行っている者は全欄に記入する。
 2 資産、負債について固定負債欄は固定資産の取得又は拡充のためになした長期借入金で返済期限の到来していないものを記入する。
 3 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは、修正後の数値を記入しその明細を添付する。
 4 個人の場合は、これに準じて記入する。
 5 計の欄の数字を用いて自己資本不足比率及び、自己資本不足額を算出する。

5 総合収支の状況

(単位：千円)

科目	年度	実績				計画									
		年	年	年	3か年平均	年	年	年	年	年	年	年	年	年	10か年平均
経常損益	売上高	漁ろう売上高													
		計													
	売上価	漁ろう原価 (うち減価償却費)													
		計													
		売上総利益													
		一般管理費 (うち減価償却費)													
		営業利益													
	営業外収益														
	営業外費用 (うち支払利息)														
	経常利益														
特別損益	特別利益														
	特別損失														
	特別損益														
税引前当期利益															
法人税充当額															
当期利益															

(注) 減価償却不足額の計上等による修正を行ったときは修正後の数値を記入する。

6 漁業部門収支の状況

単位：千円

年 度		実 績													
		年	年	年	3か年 平 均	年	年	年	年	年	年	年	年	年	10か年 平 均
取 入	水 揚 金 額														
	その 他 収 入														
	計 (1)														
支 出	漁 ろ う 原 価 (2)														
	燃 料 費														
	船 具・漁 具 費														
	餌 料 費														
	水 塩 費														
	魚 箱 費														
	消 耗 品 費														
	そ の 他														
	(材 料 費 計)														
	船 員 給 与・配 当														
	福 祉 厚 生 費														
	食 料 品 費														
	そ の 他														
	(労 務 費 計)														
	減 価 償 却 費														
	修 繕 費														
	賃 借 費														
	漁 船 保 険 料														
	そ の 他														
	(そ の 他 経 費 計)														
	販 売 費 (3)														
	支 払 利 息 (4)														
	共 通 管 理 費 (5)														
	そ の 他 (6)														
	計 (7)														
	差 引 純 利 益 (8)														

(注) 1. (漁ろう原価) = (材料費計) + (労務費計) + (その他経費計)

2. 支出 (7) = (2) + (3) + (4) + (5) + (6)

3. 差引純利益 (8) = (1) - (7)

4. 今後の水揚げ金額について、3か年平均実績のおおむね10%を超える場合は理由及び積算を添付すること、また、漁ろう原価の各科目について、3か年平均より減少する場合には、その理由及び積算を添付すること。

7 欠損金補てん計画及び自己資本造成計画

単位：千円

年 度 科 目	年 (実績)	年 (計画)									
前期繰越損益 A											
当 期 利 益 B											
配 当，賞与等 C											
差引内部留保 (B - C) D											
次期繰越損益 A + D											
自 己 資 本											

(注) 個人の場合にはこれに準じて記入する。

8 漁業経営の再建を図るために必要な措置

ア 借受者の自助努力

- (ア) 増資
- (イ) 資産処分
- (ウ) 経営の合理化

- ①人件費等の圧縮
- ②省エネルギーの推進
- ③経営体制の強化（借受者と同一の業種を営むものとの合併を含む。）

（エ）その他

イ 本資金の借受けによる利息等の軽減

ウ 関係機関の助成

エ 本資金により整理される金融債務以外の債務の条件緩和

- (ア) 金融機関からの債務
- (イ) 金融機関以外の者からの債務

オ その他

9 債還計画

ア. 現状のままの償還計画

単位：千円

	資金使途	借入先 (相手先)	現在残高 (借入希望額)	利 率	償還期間		年	年	年	年	年	年	年	年	
					始期	終期									
既存債務															
		計													
将来発生する債務															
		計													
		合計													
財源	当期利益														
	減価償却費														
	増資														
	資産売却														
	合計														
	差引過不足														
	累積過不足														

(注) 1. 本資金の借換え以前、償還条件の緩和以前の償還計画とする。

2. 短期資金等は、必要に応じて記入すること。

イ. 漁業経営維持安定資金を借り入れた場合

単位：千円

①償還計画

	資金使途	借入先 (相手先)	現在残高 (借入希望額)	利 率	償還期間		年	年	年	年	年	年	年	
					始 期	終 期								
既存債務 償還計画														
	計													
	将来発生する債務													
	計													
合計														
財源	当期利益													
	減価償却費													
	増資													
	資産売却													
	合計													
	差引過不足													
	累積過不足													

(注) 短期資金等は必要に応じて記入すること。

②欠損金補てん計画

単位：千円

科 目	年 度						
前期繰越損益							
当期利益							
配当、賞与等							
差引内部留保							
自己資本							

(注) 個人の場合はこれに準じて記入する。

※この表は、別紙により代えることができるものとする。

別紙

1. 漁業経営維持安定資金の貸付が困難な理由

2. 漁業経営維持安定資金を借り入れても再建が困難であることを判定する算式

$$\textcircled{1} Y - M + 4.5 \times \frac{(P - A)}{(P - B)} \leq 0$$

$$\textcircled{2} X + 4.5 K \times \frac{(P - A)}{(P - B)} \leq Q$$

(注)

X=現状のまま（漁業経営再建資金導入前をいう。以下同じ。）の今後7年間の当期利益

Y=現状のままの今後7年間の償却前利益

M=現状のままの今後7年間の借入金償還額

K=漁業経営維持安定資金借入額

P=計画スタート時点の借入金平均金利（要支払利息額／借入金残高）

Q=計画スタート時点の繰越欠損金

A=借換日現在における漁業経営維持安定資金沿岸分の末端金利

B=借換日現在における漁業経営維持安定資金遠洋分の末端金利

ウ. 再建計画樹立後の償還計画

単位：千円

	資金使途	借入先 (相手先)	現在残高 (借入希望額)	利 率	償還期間		年	年	年	年	年	年	年	年
					始 期	終 期								
既存債務 償還計画														
	計													
将来発生する債務 償還計画														
	計													
財源 差引累積	合計													
	当期利益													
	減価償却費													
	増資													
	資産売却													
	合計													
	引過不足													
	不													
	足													
	累積													
差引累積	過不足													

- (注) 1. 今後の借入れペースで作成すること。
 2. 短期資金等は、必要に応じて記入すること。

工. 条件緩和総括表

単位：千円

資 金 区 分	資 金 名	償 還 額	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
漁業経営再建資金												
漁業近代化資金		A 条件緩和前約定償還額 B 条件緩和前約定償還額 C 条件緩和額 A-B										
制 度 資 金	農林公庫資金	A B C										
	緊急資金 漁業経営維持安定資金	A B C A B C A B C										
		国際規制関連経営安定資金										
	小 計	A B C										
非 制 度 資 金	系統一般借入金	A B C										
	小 計	A B C										
	系統外借入金	A B C										
	小 計	A B C										
そ の 他	そ の 他 債 務	A B C										
	小 計	A B C										
	計	A B C										

(注) 1. (1) の条件緩和前約定償還額欄は、9のアの現状のままの償還額を記入すること。

2. (2) の条件緩和後約定償還額欄は、9のウの再建計画樹立後の再建計画の数字を記入すること。

3. 買掛未払い金残高については、経済債務等の明細の表を参照の上記入すること。

10 借入金及び条件緩和の明細

単位：千円

科目及び資金使途	借入先(相手方)	借入年月日(償還期限)	利率	当初借入額	借入現在残高	担保の有無	(A) のうち既補償付額(B)	漁業経営再建資金借入予定額(C)	(C) のうち補償予定額(D)	残額(A) - (C)(E)	残額の条件緩和等の措置内容(F)	条件緩和等の措置後の残額(G)	(G) のうち保証予定額(H)
合計													

- (注) 1 本票は、経済債務以外の債務についてすべて記入すること。
 2 科目及び資金使途は、長期借入金、短期借入金別に記入し、それぞれに小計を付すこと。
 3 貯金を担保として借り入れている金融債務については、「科目及び資金使途」の欄に「貯担」を付すこととし、当該貯金相当額は、漁業経営再建資金による借換えの対象とはしない。

1.1 経済債務等の明細

単位：千円

科 目	相 手 先	使 途	発 送 日	支 払 期 限	当 初 発 生 額	現 在 残 高 (A)	再 建 計 画 に よ る 处 理 内 容 (B)	处 理 後 の 経 済 債 務 の 残 高 (C)
合計								

(注) 1 科目欄は、支払手形、買掛金、未払金等勘定科目別に記入し小計を付すこと。

2 (B) 欄の処理内容は、条件緩和等の額又は内容を具体的、計数的に記入すること。

別記第11号様式

年　　月　　日

債権者合意書

幹事融資機関

殿

住所

氏名

印

私こと、債権者は、漁業経営再建資金の借受希望者に
係る別添の再建計画に合意し、当該債務者が当該再建計画に従って経営の再建を図ること
に協力する。

記

当該借受者に対する債権額

- (注) 1. 借受希望者、基金協会、上部金融機関等にあっては必要に応じて読み替える
ものとする。
2. 債権者合意書は連名でも可。

別記第12号様式

漁業経営再建資金借入申込書(例)

年　　月　　日

(融資機関)　　御中

住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

下記のとおり漁業経営再建資金を借り入れたいので申し込みます。

記

金額　　¥

用途　　債務整理

最終償還期限　　年　　月　　日

償還方法　　元本均等償還

保証

担保

借入希望時期　　年　　月　　日

その他

添付資料

1. 経営再建計画認定申請書の写し又はこれに準ずるもの
2. 定款
3. 事業報告書
4. 試算表

別記第13号様式

年度 水産加工経営改善促進資金貸付対象者認定書

鹿児島県知事 殿

年度水産加工経営改善促進資金（水産加工業経営安定資金）の借入れにつき認定を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

年 月 日

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)

(注) 別紙として、下記書類を添付すること。

- (1) 操業状況等調書
 - (2) 経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
 - (3) 財務諸表等
-

上記の者は、鹿児島県水産業経営安定支援資金金融通助成事業実施要領第21に定める要件に該当する者であることを認定する。

なお、貸付けを受けるに当たっては、次の内容であることを条件とする。

資金の種類	資金
貸付利率	年 パーセント
貸付限度額	千円

年 月 日

鹿児島県知事

印

別記第14号様式

操業状況等調書
〔水産加工業経営安定資金〕

(借入希望者住所)
(氏名又は名称)
(水産加工場所在地)

1 近海資源原料魚等使用状況

区分	平成 年	備 考
近海等資源 原 料 魚 等 使 用 状 況		
近海等資源原料魚等使用割合 (B) / (A)		%

(注) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までについて記入すること。
〔近海等資源原料魚等使用割合が、33% (1/3) 以上であること〕

2 操業状況

区 分	(月 ~ 年度 (A) 月)	(月 ~ 年度 (B) 月)	操業度 (A) / (B)
操業状況			
原 料 魚 等 使 用 量	トン	トン	%
生 产 量	トン	トン	%
出 荷 量	トン	トン	%
そ の 他	トン	トン	%

(注) 原料魚等使用量、生産量、出荷量及びその他の操業状況を表す具体的な数量等を、(A) 欄には貸付申込みの直近6ヶ月間について、(B) 欄には直近3か年のいずれかの同期について記入すること。
〔操業度は80%以下であること〕

3 主要原材料価格状況

原材料魚種名	年度 (A) [月 ~ 月]		年度 (B) [月 ~ 月]		価格変動率 (C) / (D)
	数 量	価 格 (C)	数 量	価 格 (D)	
価格状況	(E)	トン	円/kg	トン	円/kg
	計	トン	円/kg ※(注)	トン	円/kg ※(注)
	(F)	トン	円/kg	トン	円/kg
	計	トン	円/kg ※(注)	トン	円/kg ※(注)
総原料魚等使用量	トン (100%)			トン (100%)	

(注) 1. (E) 欄には総原料魚等使用量のうち、70%以上をカバーするまでの魚種について、(A) 欄には貸付申込みの直近6ヶ月間について、(B) 欄には直近3か年のいずれかの同期について、(F) 欄には、(E) 欄のうち資源回復計画対象魚種が該当する場合に記入すること。
2. 計の欄のうち、価格(※)の部分については、各魚種の平均単価の合計額を魚種数で除した額を記入すること。
〔価格変動率は120%以上であること〕

上記の者は、鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領第21の要件に該当するものであることを証明する。

年 月 日

所属組合の長

印

別記15号様式

経営及び借入れ等の状況並びに償還計画調書
〔水産加工業経営安定資金〕

1 経営の状況

(年月日現在)

住所 氏名又は名称						印
水産加工業の種類	業	常時使用従業員数	人	資本金(出資金)額	千円	
収支の状況〔自 年 月 日～至 年 月 日〕						
1 総収入 〔うち、 加工収入〕	千円 (千円)	→ うち、原 材 料 費			
〔加工数量、平均価格〕	〔	トン 千円／トン〕	労 務 費			
2 総支出 〔うち、 加工収入〕	千円 (千円)	その他の製造経費			
3 差 引 (1-2)	千円 (千円)	販 売 経 費			
			減 価 償 却 費			
			金 融 費 用			

(注) 1. 水産加工業の種類は、主たる加工業を記入のこと。

2. 収支の状況は、直近事業年度のものを記入のこと。

2 借入れ等の状況

(年月日現在)

科目	借入先 (相手先)	資 金 使 途	当 初 借 入 日 (発生日)	当 初 借 入 額 (発生額)	償還期限 (支払期限)	利 率 (年率)	現 在 残 高	うち、 固定化 負債残高	水産加工業 経営安定資金
			年月日	千円	年月日	%	千円	千円	千円
計									

(注) 1. 科目は、短期借入金、未払い金等別に記入のこと。

2. 資金使途は、制度資金にあっては資金名を、その他資金に関しては運転資金、設備資金等と具体的に記入のこと。

3. 固定化負債残高は、償還(支払)期限到来済みの未返済額等を記入のこと。

4. 水産加工業安定資金は、今回の当該資金の借入申込予定額を記入のこと。

3 偿還計画

区 分	償還等計画 合計額	今後の償還等計画額			
		1年目	2年目	3年目	4年目以降
元 金 債 還 計 画 額 (うち、水産加工業安定資金分)	千円	千円	千円	千円	千円
利 息 等 支 払 計 画 額 (うち、水産加工業安定資金分)					
合 计 計 額 (うち、水産加工業安定資金分)					
(債 還 財 源 内 訳)					

(注) 1. 長期借入金について記入のこと。

2. 債還財源内訳は、具体的かつ計画可能な財源を記入のこと。

別記第16号様式

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

(申請者)

住 所

融資機関名

代表者名

特例償還状況報告書

年 月 日から 年 月 日の間にかかる特例償還状況について、鹿児島県水産業経営安定支援資金金融通助成事業実施要領第25の2の(2)の規定に基づき、次のとおり報告します。

承認 年度	承認 番号	貸付けの相手方	特 例 償 還			備 考
			回	年月日	金額(円)	
			第1回			
			第2回			
			第3回			
			第4回			
			第1回			
			第2回			
			第3回			
			第4回			
			第1回			
			第2回			
			第3回			
			第4回			

